

令和6年度光市集団指導 (地域密着型サービス事業所)

高齢者支援課 介護保険係

令和6年度光市集団指導(地域密着型サービス事業所)

1 令和6年度運営指導の総評

2 令和6年度事故の発生事例

3 令和6年度制度改正

4 令和7年度以降の指定申請について

5 変更届等の提出

6 その他

1 令和6年度運営指導の総評

○「介護保険施設等運営指導マニュアル」について

運営指導は厚生労働省作成の「介護保険施設等運営指導マニュアル」に沿って実施します。また、市作成の自己点検シートは、定期的な自己点検にご活用ください。点検結果について市への提出は不要ですが、運営指導時に確認します。

※「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

1 令和6年度運営指導の総評

○運営指導対象 7事業所

○指定基準及び介護報酬ともおおむね適切に運用していることを確認しました。指導内容について次ページでまとめましたので参考にしてください。

1 令和6年度運営指導の総評

○文書指導(改善報告を要する事項)

項目	内容
利用料等の受領について	・サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付すること。 ・根拠基準 介護保険法第42条の2第9項において準用する第41条第8項 介護保険法施行規則第65条の5において準用する第65条 領収証に記載すべき事項については、介護保険法施行規則第65条の3を参照ください。

1 令和6年度運営指導の総評

○口頭指導(1)

項目	内容
業務継続計画(BCP)について 【感染症】	・新型コロナウイルスのリスクに加え、新興感染症のリスクも懸念されることを踏まえて国ガイドラインの名称が変更されているため、計画の名称を「新型コロナウイルス感染症編」から「感染症編」に改めること。 ・業務継続計画に関する研修等を実施したことが分かるように記録を残すこと。
虐待の防止について	・虐待防止のための指針に担当者を明記するなど、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置いていることを明確にすること。 ・虐待の発生又はその再発防止について、虐待の防止のための指針を明確に定めること。
広告について	・広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとししないこと。
勤務体制の確保について	・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針は、利用者及びその家族から受けるセクシュアルハラスメントを含めた内容とすること。

1 令和6年度運営指導の総評

○口頭指導(2)

項目	内容
運営推進会議について	・会議における報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表すること。公表の方法は、事業所内への掲示や事業所ホームページへの掲載等とすること。 ・なお、公表に際しては、個人が特定できる情報の掲載は行わない等、個人情報の保護について十分に留意すること。
非常災害対策について	・非常災害に関する避難、救出等の訓練を実施したことが分かるよう記録すること。 ・2つの計画(業務継続計画(自然災害)及び非常災害対策計画)の目的・内容の違いを明確にしたうえで、それぞれの計画を策定すること。 ・周辺の地域の環境、利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制、避難の方法等について防災計画として明確に定めること。
感染症の予防及びまん延防止について	・感染症の予防及びまん延防止に関する訓練を実施したことが分かるよう記録すること。

1 令和6年度運営指導の総評

(参考)ハラスメント対策の強化について

事業者は職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければいけません。

＜対象＞

● 職場におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント

● 利用者やその家族等から受けるセクシュアルハラスメント

＜内容＞

● 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること

※特に留意すべき点

① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

② 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

■ 事業所が講ずべき措置の具体的な内容

・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)

・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)

厚生労働省ホームページにハラスメント対策マニュアルが作成されていますのでご活用ください。「介護現場におけるハラスメント対策」

http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

1 令和6年度運営指導の総評

○令和7年度実施予定

- ・ 実施時期 令和7年11～12月頃
- ・ 電算化により紙媒体で管理を行っていない書類は、運営指導時にモニター画面等で確認をします。

2 令和6年度事故の発生事例

1. 事故状況の程度

(令和6年4月～令和7年3月報告分)

	件数	割合
受診(外来、往診)、自 施設で応急処置	3	9.7%
入院	27	87.1%
死亡	0	0.0%
その他	1	3.2%
合計	31	100%

2. サービス種別

	件数	割合
訪問サービス	0	0.0%
通所サービス(地域密着型含む)	3	9.7%
短期入所サービス	4	12.9%
特定施設	1	3.2%
(看護)小規模多機能型居宅介護	1	3.2%
認知症対応型共同生活介護	5	16.1%
介護老人福祉施設(地域密着型含む)	8	25.8%
介護老人保健施設	7	22.6%
介護医療院	0	0.0%
その他	2	6.5%
合計	31	100%

2 令和6年度事故の発生事例

3. 年齢

	件数	割合
～59歳	0	0.0%
60代	0	0.0%
70代	1	3.2%
80代	18	58.1%
90代	10	32.3%
100歳～	2	6.5%
合計	31	100%

4. 介護度

	件数	割合
要支援1	0	0.0%
要支援2	0	0.0%
要介護1	9	29.0%
要介護2	8	25.8%
要介護3	9	29.0%
要介護4	3	9.7%
要介護5	2	6.5%
合計	31	100%

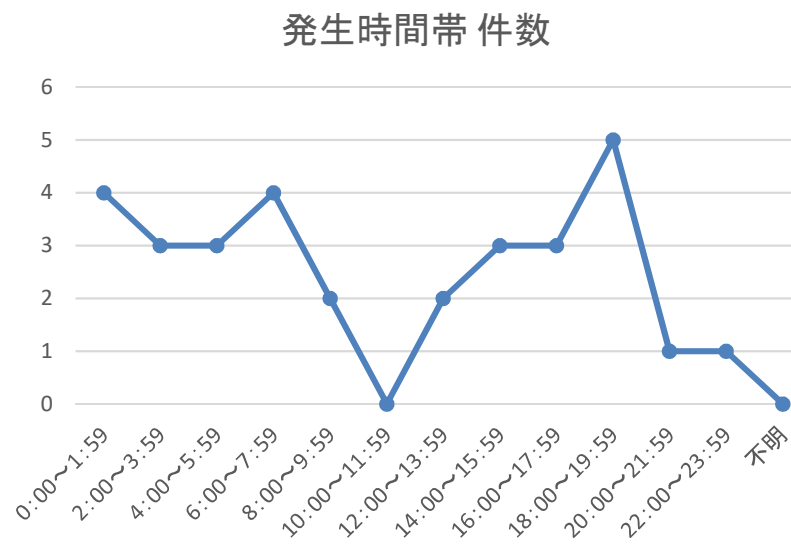
5. 認知症高齢者日常生活自立度

	件数	割合
自立	0	0.0%
I	1	3.2%
Ⅱ a	6	19.4%
Ⅱ b	6	19.4%
Ⅲ a	14	45.2%
Ⅲ b	1	3.2%
Ⅳ	3	9.7%
M	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	31	100%

2 令和6年度事故の発生事例

6. 発生時間帯

	件数	割合
0:00～1:59	4	12.9%
2:00～3:59	3	9.7%
4:00～5:59	3	9.7%
6:00～7:59	4	12.9%
8:00～9:59	2	6.5%
10:00～11:59	0	0.0%
12:00～13:59	2	6.5%
14:00～15:59	3	9.7%
16:00～17:59	3	9.7%
18:00～19:59	5	16.1%
20:00～21:59	1	3.2%
22:00～23:59	1	3.2%
不明	0	0.0%
合計	31	100%



2 令和6年度事故の発生事例

7. 発生場所

	件数	割合
居室(個室・多床室)	11	35.5%
トイレ	3	9.7%
廊下	5	16.1%
食堂等共用部	8	25.8%
浴室・脱衣室	0	0.0%
機能訓練室	0	0.0%
施設敷地内の建物外	0	0.0%
敷地外	0	0.0%
その他	4	12.9%
不明	0	0.0%
合計	31	100%

8. 事故の種別

	件数	割合
転倒	25	80.6%
転落	1	3.2%
誤嚥・窒息	0	0.0%
異食	0	0.0%
誤薬、与薬もれ等	0	0.0%
医療処置関連(チューブ抜去等)	0	0.0%
不明	1	3.2%
その他	4	12.9%
合計	31	100%

2 令和6年度事故の発生事例

○介護度別事故の種別

	事故の種別				
介護度	その他	転倒	転落	不明	総計
要介護1	1	8			9
要介護2	1	7			8
要介護3	2	5	1	1	9
要介護4		3			3
要介護5		2			2
総計	4	25	1	1	31

○発生場所別事故の種別

	事故の種別				
発生場所	その他	転倒	転落	不明	総計
その他	3	1			4
トイレ		3			3
居室(個室・多 床室)	1	10			11
食堂等共用部		6	1	1	8
廊下		5			5
総計	4	25	1	1	31

3 令和6年度制度改革

(1) 書面揭示規制の見直し

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

(4) 協力医療機関との連携体制の構築

(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

※(1)(2)(3)は令和7年3月31日まで経過措置です。

※(4)(5)は令和9年3月31日まで経過措置です。

3 令和6年度制度改正

(1) 書面揭示規制の見直し

インターネット上での情報の閲覧の完結等を求める「デジタル原則」の考え方を踏まえ、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面揭示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表が義務となります。

【全サービス】※経過措置 令和7年3月31日

○重要事項等とは

運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をいいます。

○ウェブサイトとは

法人のホームページ等又は情報公表システム上をいいます。

※介護サービス情報制度における報告義務の対象ではない事業所は、法人のホームページ等へ掲載を行うことが望ましいとされています。

3 令和6年度制度改革

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や非常災害が発生した場合、サービスの早期再開や継続を図るため、事業者は事前の対策や非常時の行動基準・実施事項等について取りまとめた「業務継続計画」を策定し、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施など、計画に従った必要な措置をとることが義務付けられています。【全サービス】

⇒感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、業務継続計画未策定減算の適用

(令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算適用なし。)

業務継続計画の策定の参考として、厚生労働省ホームページを参照してください。

- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

3 令和6年度制度改革

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

■身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための措置が義務付けられます。【多機能系サービス】

⇒措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未実施減算の適用

※経過措置 令和7年3月31日まで

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(3月に1回以上)を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、研修を定期的(年1回以上)に実施すること

■運営基準に以下が追加されます。【通所系サービス】

- ①利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと
 - ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと
- ※当該記録は、2年間保存すること

3 令和6年度制度改正

(4-1) 協力医療機関との連携体制の構築【施設系】

介護保険施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う又は支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を図ることとされています。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る)を定めることを義務付け。 ⇒経過措置：令和9年3月31日

①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関等の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、「協力医療機関に関する届出書」を市に提出。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努める。

3 令和6年度制度改正

(4-2) 協力医療機関との連携体制の構築【認知症対応型共同生活介護】

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う又は支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を図ることとされています。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする。

①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、「協力医療機関に関する届出書」を市に提出。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努める。

3 令和6年度制度改革

(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられます。【居住系・多機能系・施設系サービス】 ※経過措置 令和9年3月31日まで

- 委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成
 - ・ 各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること
 - ・ 外部の専門家を活用することも可
- 委員会は、定期的開催

※事務負担軽減の観点等から、他に事業運営に・運営することや、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置することもできます。

厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考にしてください。

「介護分野の生産性向上 ～お知らせ～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

4 令和7年度以降の指定申請について

(1) 令和7年度指定更新

事業所名	有効期限
地域密着型デイサービスセンターきらら光	令和7年5月31日
グループホーム兼清	令和8年3月31日
小規模多機能ケア兼清	令和8年3月31日
特別養護老人ホーム光富士白苑（従来型）	令和8年3月31日
地域密着型特別養護老人ホームひいらぎ	令和8年3月31日
市川デイサービスセンターサポートひかり	令和8年3月31日
和光苑デイサービスセンター	令和8年3月31日
介護予防デイサービスふれまち虹の家	令和8年3月31日
デイサービス古き良き一丁目	令和8年3月31日

※有効期限の1ヶ月前までには、指定更新書類の提出をお願いします。

4 令和7年度以降の指定申請について

(2) 電子申請・届出システムの開始

令和7年2月7日付け文書で通知したとおり、令和7年4月1日から、光市が指定する介護サービス及び総合事業に係る指定及び報酬請求に関する光市への申請及び届出について、厚生労働省が構築・運用する電子申請・届出システムの利用による電子申請の受付を開始します。

令和7年4月以降は、同システムを利用しての申請となります。
利用にあたっては、GビズIDの取得が必須となりますので、未取得の事業所は、取得をお願いします。

●対象となる申請

- (1) 指定に関する申請（新規（更新）指定、変更届、休止・廃止届）
- (2) 加算に関する届出（加算等の算定体制届）

●本番環境について

デモ環境について文書で通知しましたが、別途、光市ホームページに本番環境URLを掲載します。申請・届出にあたっては、こちらをご利用ください。

5 変更届等の提出

○加算等に係る体制の届出について

加算等を届け出た日と算定開始月は、次のように取り扱われています。

サービス種別	届出受理日	算定開始月
施設・居住系	当月 1 日まで	当月から
	当月 2 日以降	翌月から
上記以外	各月 15 日以前	翌月から
	各月 16 日以降	翌々月から

○加算等に影響のない変更届出について

変更があったときから10日以内に提出してください。

※事務負担軽減の視点から、加算や運営基準に影響がない変更については、年度末にまとめて変更内容の届出をお願いしています。

※実際に使用される重要事項説明書等については、適宜変更を行い、変更分を使用してください。

6 その他

(1) ケアプランデータ連携システムの利用促進について

■ ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携する「ケアプランデータ連携システム」により、業務負担軽減や経費削減が期待できます。法人内の積極的な利用をお願いします。

●「光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の目標指標にも設定しています。

詳細は、下記をご覧ください。

国民健康保険中央会

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

ケアプランデータ連携システム

ヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>



6 その他

(2) 人材確保・育成・定着に係る補助金 ※商工振興課所管事業

■「光に住んで、働こうやー！」支援事業 (中小企業等人材確保・育成・定着支援事業)

商工振興課において、中小企業等の人材確保・育成・定着の取組として、①企業を知ってもらい、②就業体験してもらい、③住んで働き続けられる、ための一連の取組をセットで事業者の支援を行っています。詳細は商工振興課ホームページをご確認ください。

●商工振興課ホームページ

<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/syoutoku/hatarakouya/index.html>

●支援内容

①中小企業等知名度向上・ブランド化補助金

市内事業所への求人に関する採用活動に補助金を交付
(補助率1/2、1事業者あたり補助上限30万円)

②インターンシップ促進補助金

インターンシップを受け入れる事業者に補助金を交付
(学生1人の受入れにつき1万円、1事業者あたり補助上限10万円)

③中業企業等人材定着・定住支援補助金

従業員のリスキリング等の研修・講習に補助金を交付 など **※資格研修も対象**
(補助率1/2、1事業者あたり補助上限30万円)

資料確認

資料確認のご連絡をお願いします

本資料を確認されましたら、下記サイトにアクセスしご連絡ください。
<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=LkIWhKuZ>

ホームページからも連絡フォームにアクセスできます。

期 限：令和7年4月30日(水)



お願い

(1) 令和7年度運営推進会議の開催予定日の提出について

■運営推進会議

地域密着型サービス事業者は、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的とした「運営推進会議」を事業所ごとに設置することとなっています。

【開催頻度】

おおむね6月に1回（地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護）

おおむね2月に1回（上記以外）

運営推進会議開催の年間予定表 (令和7年4月～令和8年3月)をお知らせください

下記サイトにアクセスし、お知らせください。

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=xJivon6Y>

期 限：令和7年4月30日(水)

開催日の集中等で日程を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。



お願い

(2)介護保険制度に係る質問について

介護保険制度に係る質問について

介護保険制度に係る質問については、国からの通知（告示、留意事項通知、Q & A等）をよく読んだ上で、疑義がある場合はお問い合わせください。お問い合わせの際は、質問内容を明確にした上で、それに対する事業所の考え及びその根拠をお示しくくださいますようお願いいたします。